

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月24日 (平成30年7月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 実習指導者育成事業委託契約ほか5件(契約額計10,855,304円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。</p> <p>(2) 新人看護職員研修体制整備事業委託契約ほか1件(契約額計6,476,304円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成28年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の額の確定に伴う返還金172,000円に係る補助事業者に対する納付書を国庫補助金返還の履行期限の経過後に発行していた。その結果、補助事業者が支払うこととなった延滞金1,238円について、補助事業者からの請求に基づき全額を県費で負担していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両(以下「公用車」という。)80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。)が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会(以下「NHK」という。)とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)①のとおり。)</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 契約書の記載事項の誤りについては、契約書に記載すべき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約準備行為の過程で率が改められた場合、速やかに業者に連絡し、正しい率で契約を締結することを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約締結の遅れについては、契約手続に時間を要したことや、経理担当者間での協力体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理担当者間で情報の共有を密にし、相互に協力し合うことを改めて確認するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、会計局会計課へ補助事業者に対する納付書の発行依頼を速やかに行うべきであったが、経理担当者が失念してしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理担当者間及び事業担当者間での情報共有を密にし、進行管理の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、平成30年12月21日付け経理担当課長通知「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションの取扱いについて」を发出し、テレビ受信機能を有するカーナビが公用車に搭載されている場合は、受信料支払手続の対応について依頼した。</p> <p>また、同通知において、今後新たにカーナビ又はカーナビを搭載した公用車を調達する際に、業務でテレビ視聴の必要がない場合はテレビ受信機能のないものとするよう指導した。</p>
保健医療部健康危機管理課	平成30年8月24日 (平成30年7月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、エイズ抗体検査検体収集及び感染症発生動向調査検体収集事業委託契約に係る平成29年11月分の支払額219,240円について、支払期限までに支払を行っていな</p>	<p>不適切事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

	った。その結果、遅延利息100円を支払っていた。
--	--------------------------

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成30年3月7日 (平成30年3月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平成28年度に実施された生活保護法の適正な施行に係る法律相談の謝礼1件、25,000円について、経理担当職員の支払事務の失念等により履行後3月を超えて支払っていた。 2 結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 謝礼支払事務の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、経理担当職員と事業課との間で予算執行状況リストを作成し、複数職員での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 委託料支払事務の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、経理担当職員と事業課との間で予算執行状況リストを作成し、相互チェックに加え、支出命令票に処理期限、支払予定日を記入し、出納員ほか複数職員での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成30年6月1日 (平成30年2月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成29年12月12日に領収した現金1件、10円について、指定金融機関に納付せず、手元に保管していた。	不適切事項については、現金保管の確認が不十分であったことから、納付額を誤ったものであり、未納分については、平成30年3月30日に納付した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	平成30年3月8日 (平成30年1月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、自治会費1件、2,400円の支払に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 2 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約(単価契約、予定発注枚数1,443,600枚、契約期間:平成29年4月1日から平成32年3月31日まで)の締結に当たり、契約締結日が平成29年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力の遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、適用すべき節の確認が不十分であったことによるものであり、節の誤りについては、平成30年2月7日に更正処理を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、会計局長通知の基本的な理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成30年3月20日 (平成30年3月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、授業料の収入未済4件、199,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 支出事務において、皆勤賞表彰状の印刷に当たり、対象となる生徒のうち1名の氏名を誤って発注したため、再印刷経費1,620円を支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、対象学生の氏名の確認不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
中小企業部中小企業支援課	平成30年8月6日 (平成30年6月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、県と公益財団法人神奈川県産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独	不適切事項については、土地の貸付に際して、立体駐車場が附置義務駐車場であるため本体建物の附帯設備と解釈し、建物の区分所有割合により按分した面積

		<p>所有する立体駐車場の存する土地(面積1,174.91㎡)に係る賃貸借契約(貸付面積890.46㎡、契約額9,018,990円)の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114㎡過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。</p> <p>(要改善事項) 中小企業団体中央会補助金の交付に当たり、神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定が、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)②のとおり。)</p>	<p>を貸付面積として公益財団法人神奈川産業振興センターと賃貸借契約を締結してきたことによるものであり、平成31年1月7日に当該駐車場を同センターの単独所有として算出した貸付面積に基づき貸付料を算出する変更契約を締結し、貸付料は収入予定である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による関係規定を含めた確認をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、指導員等のうち専務理事及び専務理事以外の部長代理以上の指導員が、管理職あるいは上席者として中央会の総会及び賀詞交歓会、個別組合の賀詞交換会に出席していた事実があったことから、補助金の交付申請及び実績報告に当たっては、当該行事への出席時間及び事務作業に要する時間を総労働時間で除した割合を「補助対象事業以外の事務への従事割合」とし、当該従事割合に基づき算出した額を差し引いた額を補助対象経費とすることとした。</p> <p>また、県から通知する「補助金交付基準額算定表」に、以下の算定基準を明記することとした。</p> <p>(算定基準) ・補助対象経費のうち、指導員等設置費については、以下の業務に要した時間を控除して積算すること。 ①中央会総会・賀詞交歓会の出席時間及び事務作業に要する時間 ②個別組合の賀詞交換会への出席時間</p>
--	--	---	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立西部総合職業技術校	平成30年5月16日(平成30年5月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱及び電話柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料1件、14,336円が徴収不足であつた。	不適切事項については、共架事業者からの行政財産の使用許可申請がなかったため、徴収不足が生じたものであり、平成30年8月8日に収入済みである。 今後は、このようなことがないよう、新たに平成30年12月12日付けで発出された財産経営課長通知に基づき、電柱設置事業者に対し、通信事業者等から共架の申請があつた際には、共架には県の使用許可等が必要となることを周知するよう文書で依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部用地課	平成30年8月8日(平成30年6月22日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、講習の申込みに必要な切手代62円及び納付書の郵送に必要な切手代82円に見合う切手を保有していなかったことから、それぞれ100円切手を払い出して使用していた。その結果、郵便代を計56円過大に支払っていた。	不適切事項については、切手代に見合った切手を使用すべきものという認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、保有する全切手(2,022円分)を総務局組織人材部文書課へ管理換えするとともに、全ての発送業務を同課に依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。
建築住宅部住宅計画課	平成30年8月9日(平成30年6月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度多世代居住のまちづくり推進事業業務委託契約(契約額4,644,000円)の履行確認に当たり、同契約において実施することとされているコーディネーター派遣に係る広報チラシの作成及び配架・送付が行われていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。	不適切事項については、仕様書に基づいた完了検査が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、完了検査時に、契約書及び仕様書に基づいた業務が行われていることを複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

神奈川県厚木土木事務所	平成30年3月19日 (平成30年1月31日から同年2月2日まで職員調査)	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、厚木土木事務所庁舎敷地の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則等の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、4,431円が徴収不足であつた。</p> <p>(要改善事項) 合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札に当たり、入札参加資格としての地域要件が業務上の必要性を十分に反映したものとなっていなかつた。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)③のとおり。)</p>	<p>不適切事項については、根拠規定の確認が不十分であつたことから、計算を誤つたものであり、不足分については、平成30年4月4日に収入済みとなつた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札参加資格の地域要件を見直し、平成30年度契約の入札から、隣接市も対象に含め、真に契約の目的を果たすために必要な範囲とした。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成30年3月19日 (平成30年2月6日から同月8日まで職員調査)	<p>(不適切事項) 指定管理者事務において、県立相模三川公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため承認していなかつた。</p>	<p>不適切事項については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であつたことによるものである。</p> <p>平成29年12月13日付けで、主管課である県土整備局都市部都市公園課から各指定管理者宛てに送付された利用料金額の承認についての事務連絡を受け、当該指定管理者に対して、利用料金額の承認申請をするよう指示したところ、平成30年2月8日に当該指定管理者から利用料金額の承認申請があり、同月23日に承認を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成30年3月19日 (平成30年2月13日及び同月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産管理事務において、本柱共架1本及び支線1本に係る行政財産の使用許可(許可期間:平成29年8月1日から平成34年3月31日まで)に当たり、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の規定に反した方法により月割り計算を行ったため、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、1円が徴収不足であつた。 2 指定管理者事務において、県立相模原公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため、平成30年1月9日付けの指定管理者の申請に基づき同月23日に承認するまでの間、承認していなかつた。 	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産管理事務については、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の確認が不十分であつたことから算定を誤つたものであり、不足額については平成30年4月10日に徴収した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 指定管理者事務については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西土木事務所	平成30年1月30日 (平成29年12月7日、同月8日及び同月11日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、平成29年度足柄上合同庁舎施設管理・冷暖房機運転業務委託契約(契約金額6,443,280円)の締結に当たり、当初の入札が不調となつた後に再度入札を実施せず、一者随意契約により受託者を決定していた。</p>	<p>不適切事項については、地方自治法施行令の解釈と適用の誤りによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西土木事務所小田原土木セン	平成30年1月30日 (平成29年12月12日から同月14日まで)	<p>(不適切事項) 収入事務において、神奈川県流水占用料等徴収条例に基づく流水占用</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。</p>

ター	職員調査)	料1件、10,540円及び土地占用料1件、11,750円について、平成29年6月に調定を行った後、納入通知書の作成を失念し、再度調定を行った結果、調定が3月を超えて遅れていた。	今後は、このようなことがないように、調定起案文書に処理状況の記載を行い、決裁時に複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成30年4月25日(平成30年4月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 指定管理者事務において、県立保土ヶ谷公園及び県立三ツ池公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに両指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については、期間開始時に申請がなかったため、県立保土ヶ谷公園については平成30年1月9日付け、県立三ツ池公園については同年2月23日付けの両指定管理者からの申請に基づき、同年3月2日に承認するまでの間、承認していなかった。	不適切事項については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成30年4月25日(平成30年4月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、現金領収した公文書複写代1件、120円について、指定金融機関へ納付する際に、雑入として収入処理すべきところ、誤って立替収入として収入処理していた。 2 工事事務において、平成28年度河川改修工事(単単)その15の変更設計額の積算に当たり、仮設工の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(49,453,200円)が702,000円過少であった。その結果、変更後の契約額(44,013,240円)が624,240円過少であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、指定金融機関への納付書に記載する収入コードの確認が不十分であったことによるものであり、平成30年4月26日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、納付書の記載内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、変更設計書作成過程において、条件設定の確認が不十分であったことから、単価加算率を誤り設計額が過少となったものである。 今後は、このようなことがないように、変更設計時においても、既存の「設計図書の審査に係るチェックリスト」を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県住宅営繕事務所	平成30年8月9日(平成30年5月29日から同月31日まで職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県営住宅の一部住戸(32戸)について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。 2 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定伺票(一括)により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 家賃の誤徴収については、データ入力過程において、確認が不十分であったことから、家賃の算定に誤りが生じ、家賃が過大又は過少となったもので、入居者の収入等により家賃が住戸ごとに異なるため、誤りの事実を認識するまで長期間を要したものである。 今後は、このようなことがないように、業務フローチェック表に確認欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入調定漏れについては、誤徴収に伴い特殊な事務手続を要する案件であったため、神奈川県財務規則に定める手続を失念してしまったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、業務フロー図及び業務手順書に神奈川県財務規則に基づく収入調定を行う旨を明記し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(10) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	平成30年7月20日 (平成30年5月24日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。 2 契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約(単価契約、支払額2,205,394円)の締結に当たり、契約単価の決定について、入札内訳書の内容の確認が不十分であったことから、入札内訳書の単価に予定数量を乗じた額(税込2,645,622円)が、概算総価による落札額(税込2,629,260円)より16,362円過大であったにもかかわらず、入札内訳書の単価をそのまま契約単価としていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、株式会社横浜銀行への集中払データの通知に先立つ内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、データの抽出や内容の確認を複数の職員で行うとともに、チェックリストによる事務処理状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約手続の過程において、入札内訳書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約締結に当たり、複数の職員での入札内訳書の内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
財務部情報管理課	平成30年7月20日 (平成30年5月14日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約(単価契約、支払額2,205,394円)の締結に当たり、設計額の積算について、仕様書で定める予定数量と異なる数量に基づき積算したため、設計額が44,930円過大であった。	不適切事項については、関係資料を作成する際の実績確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係資料の記載内容を簡明にし、確認を容易にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。
水道部経営課	平成30年7月20日 (平成30年5月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、ペットボトル水販売代金の収入未済1件、2,160円について、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、督促状を発行していなかった。	不適切事項については、関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、収納状況を定期的に確認し、組織的に進行管理することにより、適正な事務執行に努めることとした。
利水電気部発電課	平成30年7月20日 (平成30年5月14日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県企業庁ダム・発電所地域振興事業補助金の交付(7件、交付決定額計17,033,000円)に当たり、支出負担行為の決裁を得ることなく交付決定していた。	不適切事項については、補助金の執行の手続に関する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、補助金の交付決定に係る決裁と支出負担行為に係る決裁を同時に行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成30年7月3日 (平成30年3月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管き損賠償金の収入未済1件、1,471,765円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日となった結果、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、13日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 工事事務において、二宮町川匂206番地付近配水管改良工事(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、路面復旧工について、厚さ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、日数計算のチェックリストを使用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、変更設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、通常的设计書の検算及び決裁の過程に加えて、実務経験が豊富な職員が設計の内容を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		27cmの上層路盤工を適用し2層分の施工手間を計上すべきところ、誤って厚さ25cmと厚さ2cmの上層路盤工を適用し、3層分の施工手間を計上したため、変更後の設計額(18,046,800円)が75,600円過大であった。その結果、変更後の契約額(17,959,320円)が75,600円過大であった。	
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成30年7月19日 (平成30年3月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度下期H地区に係る検測量水器取替等業務委託契約(単価契約、概算総価額3,904,200円)の入札執行に当たり、実施計画書に記載された予定数量が実施設計書に記載された適正な予定数量と大きく異なっていたため、実施計画書に記載された予定数量に基づき入札金額を算出した業者が、入札参加者の中で最低の金額となり落札業者となったところ、落札決定後に当該業者から提出された単価は、これに適正な予定数量を乗ずるなどすれば設計金額を上回ることから、本来、当該業者と契約を締結すべきではなかったのに、これを看過して契約を締結していた。その結果、平成29年10月分から平成30年1月分までの支払額(税込5,007,312円)は、設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額より1,526,506円過大となっていた。	不適切事項については、入札執行における資料データの管理及び実施設計書等の関連資料と契約書の記載内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係各課とのデータ共有を徹底するとともに、契約事務に関するチェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成30年6月13日 (平成30年4月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年6月分のガス料金2,685円について、口座振替指定日までの支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。	不適切事項については、支出手続の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成し、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁寒川浄水場	平成30年4月18日 (平成30年4月17日及び同月18日職員調査)	(要改善事項) 企業庁が所管する寒川浄水場、水道水質センター及び神奈川県水道記念館に係る廃棄物処理等の五つの維持管理業務について、3施設がおおむね隣接して存在しているにもかかわらず、一部を除いて各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注しており、同種の業務を一括して発注していなかった。 (以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(1)④のとおり。)	要改善事項については、今後、当該維持管理業務の実施に当たり、事務の効率化を図るとともに、受注者選定の競争性、透明性等を向上させるため、同種の業務を一括して発注していくこととした。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成30年5月10日 (平成30年5月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、玄倉1(発)水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費1(水圧鉄管路)の塗装費1(水圧鉄管路)の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(313,081,200円)が496,800円過大であった。その結果、変更後の契約額(272,217,240円)が432,000円過大であった。	不適切事項については、変更設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、変更設計書の違算防止のためのチェックリストを作成するとともに、所内で情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成30年4月11日 (平成30年4月10日及び同月11日職員調査)	(要改善事項) 発電施設体験学習案内業務委託契約について、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一	要改善事項については、平成31年度からの当該委託契約の公募に際して、業務実施要件から、特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者等を

	<p>者随意契約を行っていたが、公募の参加資格である業務実施要件が業務内容を十分に考慮したものとなっていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)④のとおり。)</p>	<p>配置する要件を除外するよう改善を図ることとした。</p>
--	--	---------------------------------